避難計画焦点に、女川原発再稼働ストップの裁判を始めました！

原告団ニュース

2023年10月15日　第15号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090−7932−4291（日野）
Fax ：050−7554−1968
saikadouno@gmail.com

控訴審始まる！

第１回口頭弁論期日と進行協議期日のご報告

女川原発差止訴訟弁護団　弁護士　松浦健太郎

1　第1回口頭弁論期日について

(1)　2023年10月2日（月）15時から、仙台高等裁判所において、控訴審第1回口頭弁論期日が開催されました。担当裁判官は、仙台高裁第3民事部の瀬戸口壯夫裁判長、 綱島公彦裁判官、北川瞬裁判官です。

(2)　口頭弁論期日ではまず、控訴人が提出していた、控訴状、控訴理由書、第1準備書面を陳述（事前に提出している書面の内容を法廷で口頭で述べた形にする手続）しました。

また、控訴人側提出の各書証（控訴人日野正美さんの陳述書等）の証拠調べも行いました。

一方、被控訴人が提出していた控訴答弁書が陳述されました。

(3)　その後、控訴人を代表して、日野正美さんが意見陳述しました。日野さんからは、本件訴訟提起の経緯として、自らが震災後に石巻地域で放射性汚染廃棄物の焼却処分に反対する運動を通して、女川原発で事故が起きれば取り返しのつかない事態になると痛感したことが述べられました。そして、大飯原発差止判決を書いた樋口英明氏の講演でも、原発の本質（危険性）を学び、一審判決はそのような本質を全く考慮していないこと、原子力基本法第2条第3項の「大事故発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という考え方に矛盾していることを指摘しました。その上、避難計画がやはり渋滞を招くことや「自家用車での避難」を基本とする避難計画は、原則徒歩で避難する津波避難計画と矛盾するが、原発事故が複合災害となるのは福島第一原発事故から明らかであることも指摘しました。そして、被控訴人が控訴審でも、一審同様に避難計画の実効性の中身の議論から逃げていることを指摘し、最後に高等裁判所が、「人権の砦」としての役割を十分に自覚し、避難計画の実効性の中身について判断すべきであることを強調しました。

控訴人の思い、本訴訟で審理すべき事項等をしっかり述べられ、熱意を込めつつも落ち着いた意見陳述であり、裁判所にもこの思いは届いたのではないかと思います。

(4)　続いて、弁護団から代表して、甫守一樹弁護士が意見陳述書をしました。

まず、同弁護士が伝えたいこととして、水戸地裁令和3年3月18日判決の「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである。」 という判断枠組みを本訴訟でも採用すべきと述べました。そして、その理由として3つ、①現行原子力法規制が「5層の深層防護の徹底」を求めていること、②「5層の深層防護の徹底」は「福島原発事故の教訓」に基づくこと、③「5層の深層防護の徹底」がない原発は「安全と評価できない」こと　を挙げました。

①については、原発に求められる安全とは何かにつき、原発の伴うリスクが不可逆・甚大性、広範囲性、長期・継続性、全体性という特色があるとして、IAEAの「深層防護」の考え方を確認しました。IAEAの深層防護のポイントとしては、連続した5つの防護レベルを用意しつつ、各防護レベルが独立して有効に機能することが求められると指摘しました。

次に、②については、国会事故調が、福島第一原発事故以前の日本では、5層からなる深層防護のうち3層を超える事象は事実上起き得ないと捉えられ、4層5層が不十分なまま放置されたことで、福島第一原発事故被害が発生したと指摘しており、原発の「安全」には5層の深層防護の徹底が必要不可欠としました。

最後に、③については、現行の原子力法規制が、原発に「5層の深層防護の徹底」を求めており、徹底されていない原発は安全と評価できないことを指摘しつつ、深層防護の考え方は、原発固有の考え方ではない一例として、船舶安全法を挙げました（万が一の海難事故の際に救命設備を備えていない船舶は法令上航行が許されない）。そして、5層の深層防護が徹底されていない原発に内在するリスクは、広域かつ甚大な被害をもたらすもので、原発の設計条件を超える事象が起きるかは予測できず、現行の原子力法規制も5層の深層防護を求め、**国民の生命・身体のための安全確保が最優先**と位置づけられている（原発再稼働の利益は優先すべきでない）ことから、許容すべきでない危険と解釈すべきとし、再度、水戸地裁判決の判断枠組みを採用すべきと結びました。

深層防護や現行の原子力法規制の考え方をしっかり整理し、水戸地裁判決の判断枠組みを採用すべきことを理路整然と述べられた意見陳述でした。

2　進行協議期日について

(1)　口頭弁論期日に続いて、関係者のみ（裁判所、控訴人ら、控訴人代理人ら、被控訴人代理人、東北電力関係者）で控訴審の進行をいかにするのかを協議する、進行協議期日が開催されました。

(2)　この進行協議期日では、裁判所から、裁判所が考える判断枠組みの考え方、及び進行方針について伝えられました。高等裁判所では、一審裁判所と異なり、避難計画の実効性の中身についての判断を行う旨が伝えられました。概要は以下のとおりです。

・福島原発事故後、IAEAの深層防護の徹底を求められるようになり、第5層が明らかに欠けているなら、1～4層に関係なく、一定地域の住人への人格権侵害が認められる余地がある。

・本件避難計画については、原子力防災会議で具体的合理的と確認了承されていることも踏まえ、裁判所の審理対象は、このような避難計画の実効性審査につき、原子力災害対策指針に照らして、看過しがたい過誤があるかを判断することとなる。このような判断枠組みは、水戸地裁判決と同じである。

(3)　今後の進行としては、控訴人が、本件避難計画がどのような点で、原子力防災会議での確認了承が具体性合理性を欠くのか、各控訴人がどの当たりに居住しているのか（PAZなのか、UPZなのか）等を主張立証することとなりました。

3　控訴審では、一審判決と異なり、避難計画の実効性の中身についての判断が期待できます。

弁護団としては、裁判所の求めにしっかりと応え、避難計画に実効性がないこと、原子力防災会議の確認了承に具体性合理性がないことをしっかりと主張立証していきたいと思います。今後も多くの傍聴、ご支援、さらには女川原発再稼働問題の関心を高めるための行動等、よろしくお願いいたします。

控訴審第2回口頭弁論期日：2024年1月31日14時～

控訴審が始まりました！
裁判支援カンパのお願い
【郵便振替口座】 02250−6−118564
口座名義：門間　弘

11・11ストップ再稼働！

控訴審闘争勝利をめざす石巻集会

◎日時：11月11日（土）13時30分～
◎場所：石巻防災センター

☆小野寺信一弁護士
「一審判決解説と控訴審の闘い方について」

☆甫守一樹弁護士
「司法審査の在り方」
「第5層の深層防護の徹底」と「具体的危険性」（Zoom）

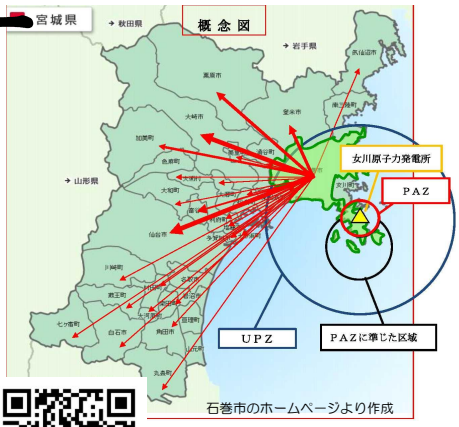

※Zoomで参加の場合：https://us02web.zoom.us/j/6342640075?pwd=dmtMWEd6ZTMvbk1jKzJVd1BPQXE2QT09

ミーティングID：634 264 0075
パスコード：776982

住民説明会に参加して（原告・長沼利枝）

ほころびだらけの避難計画が市民の前で明らかに！

石巻市内12カ所で、9月28日から10月14日まで「津波災害避難計画」及び「原子力災害避難計画」の住民説明会が石巻市の主催で計画されました。

私は9月29日（金）地元遊楽館で開催された説明会に参加しました。

最初に「津波災害避難計画」、続いて「原子力災害避難計画」の説明でした。

原子力災害避難計画は、「市民の安全のために、UPZ地区の方（5～30km圏内）は、先ず自宅退避を優先し、避難が必要なときには、国・県、市の正しい情報に従って指定された地域から避難して下さい。勝手に避難すると空中に放出された放射能を浴びることになるから危険です～」資料を示しながら説明は続いていきました。

随所に「住民の意見を聞いてこれまでの避難計画を見直し、市民安全のために、また避難の際の大渋滞をさけるために」ともありましたが、これはこれまでの女川原発再稼働差止裁判のなかで原告側が「この避難計画は安全に避難できない」と不備を鮮明にして追い込んでいった部分もあるように思われました。

私は、説明会の内容を具体的にイメージしながら聞きました。

原子力災害で避難が必要になったとき、まず第一に避難するのはPAZ（5km圏内）、準PAZの皆さんです。この地域の皆さんは事前に配布されている安定ヨウ素剤を服用すると共に、速やかな避難が促されます。その間、UPZの方は自宅退避し、屋内にて放射能から身を守るための行動をして下さいと。

「慌てて避難しないで下さい」「避難指示が出たときには地域毎に順次避難して下さい」「交通渋滞等回避し皆さんが安全に避難できるように、警察官を動員し信号機の調整もします」等々続きました。

誰もが、暮らしや生業を持って避難することはできません。原子力災害の避難は何年も何十年もこの地に戻れないということも意味します。

誰のため、何のための避難計画なのか。原子力災害避難計画があるから、原子力発電所は安全だといいたいのだろうか？聞いていてだんだん恐ろしくなり、この国は国民の生命を守る気はさらさらないのだろうかと寒々しくなりました。

しかし、ほころびだらけの避難計画が市民の前に明らかになることはいいとです。

多くの皆さんが我がこととして声に出し、疑問を投げかけ、さらに誰とでも力を合わせられるいい機会だとも思うからです。

なお、11月末には原子力災害避難計画の概要版が石巻市内に全戸配布されるとのことです。

意見広告：2023年10月1日　河北新報